

協議会だより

Vol. 58 (2022年9月30日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

台風に備える

シャインマスカットなど生食ブドウや南水などナシ是最盛期を迎え、リンゴの収穫も始まり、稲刈りもいよいよ終盤へと差し掛かっています。

今年は、太平洋高気圧の北への張り出しが強かったためか、7～8月の台風は、沖縄から中国大陸や朝鮮半島に向かうコースをたどり、県内への影響は限定的であったように思われます。

しかし、9月以降は、太平洋高気圧の勢力が弱まるとともに、偏西風が南下し、台風は沖縄から本州付近に向かって北上することが多くなる見込みです。

近年、これまで経験したことのない大雨に見舞われるなど、豪雨災害の激甚化、頻発化が顕著になってきています。いざという時に慌てることなく冷静に行動するためには、日頃の準備が特に大切です。避難場所、避難経路の確認はもちろんのこと、非常時に持ち出す物や非常食の備蓄、点検も忘れずにやっておきたいものです。

さて、今回の協議会だよりでは、「活動組織の広域化」を取り上げます。県内各地で広域化の機運が高まりつつある一方、二の足を踏んでいる地域も見受けられます。広域化の現状やメリット、デメリットなどをお示しし、広域化を進める上での参考にしていただければ幸いです。



活動組織の広域化について

1 広域化推進の背景

活動組織の構成員の高齢化、減少に伴い、煩雑な事務が重荷になっている、あるいは組織に事務を担う人材がいらないため、多面的事業を継続したいが難しいといった声をお聞きします。

事業の継続には、持続可能な組織体制の構築が不可欠であり、その方法の一つとして「活動組織の広域化」があります。

2 県内の状況

県内には、R4. 4. 1時点で23の広域活動組織があり、対象農用地面積は、15haから3,080haまで大小様々です。事務局の役割は、書類の取りまとめ・整理、長寿命化事務がほとんどです。

【対象農用地面積別組織数】

対象農用地面積	100ha 未満	100～500ha	500～1,000ha	1,000ha 以上
組織数	3	14	4	2

【事務局体制別組織数】

事務局体制	市町村	土地改良区	運営委員会他
組織数	13	4	6

【広域圏別組織数】

広域圏名	上田	上伊那	南信州	松本	北アル	長野	北信
組織数	2	6	2	6	5	1	1

3 広域活動組織の要件

- (1) 広域協定により設立された組織
- (2) 旧市町村(昭和25年2月1日時点の市町村区域)又は対象農用地面積200ha以上
- (3) 中山間地域の指定地域(地域振興法5法指定)は、50ha以上又は3集落以上

4 広域化のメリット

- (1) 活動計画書、交付金申請事務、実施状況報告書など、事務の一本化により、事務の効率化と正確性の向上が図られる
- (2) 交付金の運用は、広域活動組織内の裁量でできる(交付金の柔軟な活用)
- (3) 長寿命化の交付単価について、直営施工の有無による減額がない
- (4) 長寿命化の交付金額に係る上限額の規定が適用されない
- (5) 組織の広域化、体制強化に対する支援(交付金)が受けられる



5 広域化のデメリット

- (1) 構成組織(集落)間の調整など、合意形成が複雑化 …… 長寿命化の施工箇所の調整(順位付け)、活動項目・活動頻度など活動差の調整等
- (2) 構成組織(集落)の裁量の低下、主体性の低下

6 広域化のポイント

- (1) 構成組織(集落)の合意形成 …… 役員間の合意形成
- (2) 事務分担の明確化 …… 広域事務局と構成組織(集落)の事務分担
- (3) 広域事務局員の人材確保
- (4) 広域事務局経費の確保 …… 交付額の5～15%程度の地区が多い
- (5) 事務委託等の検討



活動組織の広域化実現

よくある質問コーナー

Q. 質問	A. 回答
国、県及び市町村の認定道路や、市町村及び土地改良区が設置し管理している水路等の施設は、共同活動の対象となるか？	道路法上の道路(認定道路)や河川法上の河川(一・二級)及び準用河川は、対象とならない ただし、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることは可能
農地維持活動の「点検」と資源向上活動の「機能診断」は、別々に実施しなければならないか？	農地維持活動における「点検」は、施設の機能を低下させる状況が発生しないように水路内の泥の堆積状況やゴミの投棄状況を確認するものである 一方で、資源向上活動における「機能診断」は、施設の管理・補修計画を立てるために行う破損・老朽化の進行度合いの把握・記録をするものである 農地維持活動と資源向上活動の双方に取り組む場合には、「点検」と「機能診断」それぞれの活動の目的を踏まえつつ併せて行うなど、効率的に実施されたい

事務局から

協議会は、多面的機能支払事業に関して、質問、相談を受け付けておりますのでお気軽にお問合せください。

■問い合わせ先

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
(担当:小田切)

TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352

Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp

URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>